

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
共通	(1) 部局内職員の動員計画に関すること。 (2) 関係機関との連絡体制に関すること。 (3) 国民保護の訓練に関すること。 (4) 所管施設の管理に関すること。
総務部	(1) 国民保護に関する企画立案に関すること。 (2) 国民保護協議会の運営に関すること。 (3) 避難実施要領の策定に関すること。 (4) 避難施設の指定の協力に関すること。 (5) 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 (6) 物資及び資材の備蓄・整備に関すること。 (7) 安否、被災情報の収集体制の整備に関すること。 (8) 国民保護に関わる関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 国民保護措置に関する訓練・啓発に関すること。 (10) 市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）に関すること。 (11) 自主防災組織との連絡調整に関すること。 (12) 各部局との連絡に関すること。 (13) 職員の参集に関すること。 (14) 職員の服務及び給与に関すること。 (15) 市対策本部要員の食糧等に関すること。 (16) 中央省庁との連絡調整に関すること。 (17) 特殊標章等（消防局所管のものを除く。）の交付及び管理に関すること。 (18) 広報に関すること。 (19) 報道機関との連絡体制の整備に関すること。
財務部	(1) 市有財産の管理、運用、調査に関すること。 (2) 国民保護措置関係の財政措置に関すること。 (3) 物資・資材等の総括的購買に関すること。 (4) 市民税、固定資産税等の減免、納税猶予に関すること。 (5) 義援金及び義援物資（行政関係に限る。）の出納、保管に関すること。 (6) 公用車等の運行に関すること。 (7) 庁舎の管理、運用、調査に関すること。

部局名	平素の業務
市民部	(1) 自治会等との連絡に関する事。 (2) 災害相談に関する事。 (3) 避難施設の設置・運営体制の整備に関する事。 (4) 義援金及び義援物資（行政関係に限る。）の受付に関する事。 (5) 市民センターとの連絡に関する事。 (6) ボランティア、NPO等の受入れ、支援体制の確立に関する事。 (7) 県が実施する救援に係る協力に関する事。 (8) 人権尊重の理念の普及、啓発に関する事。 (9) 市民センター管内の被災者の収容及び避難所の設置に関する事。
文化スポーツ部	(1) 社会体育施設等の保全、避難施設の確保に関する事。 (2) 文化財の保護に関する事。 (3) 避難施設（社会体育施設等）の運営体制の整備に関する事。
福祉保健部	(1) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 (2) 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 (3) 県が実施する救援に係る協力に関する事。 (4) 保健衛生対策及び防疫に関する事。 (5) 医療救護体制の整備に関する事。 (6) 義援金、義援品（行政関係以外のものに限る。）の配分に関する事。 (7) 社会福祉団体等との連絡調整に関する事。 (8) 日本赤十字社等社会福祉団体との連絡に関する事。 (9) 遺体の処理及び埋葬に関する事。 (10) 動物の愛護管理に関する事。
こども部	(1) 園児等の避難に関する事。 (2) 保育料の減免に関する事。
環境部	(1) 廃棄物処理及び環境衛生施設に関する事。 (2) 環境汚染事故の対策及び指導に関する事。 (3) 斎場、市営墓地の保全及び応急対策に関する事。 (4) 汚物取扱業者に協力要請に関する事。
産業部（農業委員会を含む。）	(1) 商工業施設に関する事。 (2) 観光施設に関する事。 (3) 農林水産業関係団体との連絡調整に関する事。 (4) 農林漁業者に対する災害資金等の融資に関する事。 (5) 農業協同組合及び農業共済に関する事。 (6) 家畜伝染病予防及び防疫に関する事。 (7) 農地、農業用施設に関する事。 (8) 林業用施設に関する事。 (9) 農道、林道状況の把握、対策に関する事。 (10) 港湾施設等状況の把握、対策に関する事。 (11) 避難所への物資の輸送に関する事。 (12) 避難住民及び緊急物資の運送（旅客船及び内航貨物船）に関する事。
都市部	(1) 市営住宅の保全及び応急対策に関する事。 (2) 仮設住宅建設指示を受けての建設計画の策定、建設管理及び管理委託に関する事。 (3) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事。 (4) JR呉線、バス、航路に係る情報の収集及び報告に関する事。

部局名	平素の業務
土木部	(1) 道路、橋りょう、公園等状況の把握、対策に関すること。 (2) 障害物の除去に関すること。 (3) 交通規制等に関すること。 (4) 特殊車両の通行に関すること。 (5) 公園緑地の整備に関すること。 (6) 河川、急傾斜地等の把握、対策に関すること。 (7) 土木関係災害対策資材及び機械の調達、幹旋に関すること。 (8) 建設関係団体への協力要請に関すること。 (9) 国道、県道、広島県道に係る情報の収集及び報告に関すること。
消防局	(1) 特殊標章等（消防局所管のものに限る。）の交付及び管理に関すること。 (2) 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）。 (3) 避難住民の誘導に関すること。 (4) 災害警戒の広報に関すること。 (5) 武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保に関すること。 (6) 危険物に関すること。 (7) 消防団員の動員に関すること。
上下水道局	(1) 工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関すること。 (2) 応急給水に関すること。 (3) 水道料金の減免及び徴収猶予に関すること。 (4) 下水道施設の把握、対策に関すること。 (5) 下水道使用料の減免、徴収猶予に関すること。
教育委員会	(1) 文教施設等の保全、避難施設の確保に関すること。 (2) 学校等への警報の伝達体制の整備に関すること。 (3) 児童生徒の避難及び安全確保に関すること。 (4) 児童生徒の応急教育及び学用品の供与に関すること。 (5) 児童生徒に対する啓発に関すること。 (6) 教育関係の義援金、義援品に関すること。 (7) 教育委員会関係の災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (8) 避難施設（文教施設等）の運営体制の整備に関すること。

2 市職員の体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃事態等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するために、初動対応に万全を期するものとし、これらのために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、24 時間即応可能な体制を確立し、情報収集及び連絡業務等を行う。

(3) 体制等の設置基準及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記のとおり体制等の設置基準及び職員の参集基準を定める。

各体制等の詳細については、第 3 編第 1 章「初動体制の迅速な確立及び初動措置」による。

なお、職員の服務基準、交代要員の確保等運営に必要な事項は別に定める。

【体制等の設置基準】

体制等	事態区分	体制等の設置基準	主な役割
国民保護担当課体制 (注意体制)	事態認定前	他の市町での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生により、危機管理監が設置の必要があると認めた場合	○情報収集
	事態認定後	市国民保護対策本部設置に係る指定の通知はないが、危機管理監が設置の必要があると認めた場合	○情報収集
		国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があり、危機管理監が設置の必要があると認めた場合	○情報収集
緊急事態警戒本部体制 (警戒体制)	事態認定前	他の市町又は市域内での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などにより、市長が設置の必要があると認めた場合	○情報収集 ○消防法等に基づく措置の実施
	事態認定後	市対策本部設置に係る指定の通知はないが、市長が設置の必要があると認めた場合	○情報収集 ○国民保護法等に基づく措置の実施
		国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があり、市長が設置の必要があると認めた場合	○情報収集 ○国民保護法等に基づく措置の実施
市対策本部体制 (非常体制)	事態認定後	市対策本部設置に係る通知があった場合	○国民保護法等に基づく措置の実施

【職員参集基準】

体制	参集基準
注意体制	危機管理課職員及び消防局警防課長が指示する警防課職員が参集する。
警戒体制	緊急事態警戒本部の本部長、本部員、事務局職員及び各部局の職員が参集する。 ただし、各部局の職員の参集については、個々の事態の状況に応じ、市地域防災計画に定める第1配備体制及び第2配備体制に準じて、その都度判断する。なお、各部局の長は、個々の事態の状況に応じ、動員する職員数を増減する。
非常体制	市地域防災計画に定める第3配備体制に準じて、全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集する。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員、総務部危機管理課職員及び消防局警防課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び総務部危機管理課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等を想定し、あらかじめ、次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集体制を確保する。

また、消防局の幹部職員及び警防課職員についても、上記と同様に職員の参集体制を確保する。

なお、市国民保護対策本部長の職務を代理する者については、次のとおりとする。

- ① 第1順位の副市長
- ② 第2順位の副市長

(6) 職員の服務基準

市は、参集した職員の行うべき分掌事務を別に定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう以下の項目について定める。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食料、飲料水等の備蓄
- ・自家発電設備、仮眠設備等の確保 など

3 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防団における体制

消防局及び消防署における本計画に基づく消防職員及び消防団員の参集基準については、市地域防災計画に定める第1配備体制及び第2配備体制に準じて行い、国民保護措置が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

その際、消防局は、24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における市の他部局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防機関は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防機関は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条, 175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条, 175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置の実施に当たっては、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図るものとする。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、呉市医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

5 自衛隊及び米軍との連携

市は、自衛隊施設及び米軍施設周辺の住民、また、施設内の従業員に対する警報の伝達・避難誘導に関し、県との緊密な連携を図り、必要な情報を入手し、住民等に対し迅速に提供できるよう必要な調整を行うよう努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、呉市社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるように努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市防災行政無線等を中心に、政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理・整備を行う。

ア 防災行政無線

国により警報が発令された場合には、住民等に対するサイレン吹鳴や音声一斉放送による警報伝達施設として、また、事態発生時には、災害情報や被災情報伝達の中心施設として位置づけ、施設の適正な運用管理に努める。

イ 災害時優先電話

非常電源・燃料の確保等を図るとともに、加入電話回線において、重要回線を災害時優先電話として確保する。

ウ その他

通常の情報連絡手段が途絶えるおそれがある場合は、住民の安否情報や被災情報の収集などを行うため、衛星携帯電話、アマチュア無線等の通信手段の確保を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

[法第8条]

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等の収集又は整理をし、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、市は、高齢者、障がい者、外国人等への情報の伝達に際し、援護を要する者及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられるものに対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障がいが発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用する。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障がい発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備えて、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、個人情報の保護や情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、呉市民生委員児童委員協議会や呉市社会福祉協議会、呉市国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、警報の内容は、国、県からの通知に基づいてテレビ、ラジオによる緊急放送が行われるが、市では、車両による広報のほか、登録制メール、緊急速報メール、インターネットなどを活用して伝達する。

(2) 防災行政無線の活用

市は、防災行政無線を活用して武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等を行うとともに、可聴地域の拡大に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用して対処に時間的余裕がない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレン音の住民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付け消防運第 17 号国民保護運用室長通知）について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときは市内に所在する学校、病院、駅、その他多数の者が利用する施設へ警報を伝達することとし、あらかじめ定めるとともに、施設管理者の連絡先等を把握し、随時情報の更新を行うものとする。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組を PR すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、安否情報の収集、整理及び提供に関して、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用するなど、効果的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努める。

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

※ 安否情報収集様式様式第 1 号及び第 2 号は、「巻末資料」参照

【収集・報告すべき情報】

ア 避難住民及び負傷した住民

- (ア) 氏名
- (イ) フリガナ
- (ウ) 出生の年月日
- (エ) 男女の別
- (オ) 住所(郵便番号を含む。)
- (カ) 国籍（ただし、報告は日本国籍を有しない者に限る。）
- (キ) (ア)～(カ)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (ク) 負傷（疾病）の該当
- (ケ) 負傷又は疾病の状況
- (コ) 現在の居所
- (サ) 連絡先その他必要情報
- (シ) 親族・同居者への回答の要望
- (ス) 知人への回答の希望
- (セ) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

イ 死亡した住民

- （上記(ア)～(キ)に加えて）
- (コ) 死亡の日時、場所及び状況
- (サ) 遺体の安置されている場所
- (シ) 連絡先その他の必要情報
- (ス) 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報の円滑な整理報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づき、所在等についてあらかじめ把握しておくものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報の報告

市は、県に対し、収集した被災情報の報告を県が消防庁に報告する被災情報の様式に準じて行うものとする。

※ 被災情報の報告様式は、「巻末資料」参照

(3) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保するために必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療も要求される。

このため、市、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が行えるよう、医療救護体制の確立について、以下のとおり定める。

(1) 初期医療体制の整備

市は、救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画について、呉市医師会等と協議し、調整を図るものとする。

また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備で現場等に臨む必要があることから、市は、これらの機関等における防護服等資機材の整備を図られるよう努める。

(2) 傷病者搬送体制の整備

市は、県や他の市、医療機関と連携し、救急車の活用や消防・防災ヘリコプター等による支援等、武力攻撃災害時の傷病者の広域搬送体制を確立する。

(3) 医療活動情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被災状況や医療機関における負傷者の収容状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した広域災害救急医療情報システム（EMIS）や広島県救急医療情報システム、救急搬送支援システムの活用を図るなど、国、県とともに医療活動情報の収集・伝達体制の強化・充実に努める。

(4) 難病患者等の状況把握

市は、避難行動要支援者に係る避難支援活動や保健医療活動などを通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅治療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報把握に努める。

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県自治総合研修センター等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

職員は、日常の行政事務を通じて、積極的に国民保護のための施策を推進し、かつ、地域における国民保護に関する備えのための活動を率先して実施できるよう、次の事項について常に自己啓発に努めるとともに、職員研修等の手段をもって、知識の高揚を図る。

ア 国民保護に関する知識

イ 国民保護計画の内容と市の国民保護措置に関する知識

ウ 武力攻撃災害の発生時において具体的にとるべき行動に関する知識

エ 武力攻撃災害の発生時の動員、配備体制及び任務分担

オ 家庭及び地域の備え

カ 国民保護の課題

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<https://www.kokuminhogo.go.jp>

【総務省消防庁ホームページ】

<https://www.fdma.go.jp>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国・県の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

[法第 42 条]

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会及び呉市民生委員児童委員協議会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼び掛け、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し、又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市（町村）道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿
- ※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越えて避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保するよう努める。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉保健部等を中心とした横断的な避難支援等が迅速に実施できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

また、大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者に対し、武力攻撃事態等における避難対策を平素から講じるように要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。

また、施設管理者等に避難等の訓練への参加を要請する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）との緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合には、高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難方法等について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

ア 物資

- ・ 備蓄場所、備蓄物資

イ 医療の提供

- ・ 災害拠点病院・災害支援病院
- ・ 感染症指定医療機関
- ・ 医療器具、医薬品等の備蓄

ウ 埋葬及び火葬

- ・ 火葬施設
- ・ 埋葬施設

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ア 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ア 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- イ 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ウ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- エ 飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(2) 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る輸送経路の情報を共有する。

(3) 離島における避難に関し把握すべき事項等

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。

この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

《島における全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報》

- ア 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- イ 想定される避難先までの輸送経路
- ウ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- エ 島内にある港湾までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

- (1) 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。
- (2) 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 避難行動要支援者に関する平素からの備え

武力攻撃災害時には、救出・救護、避難など、行政の応急対策活動は著しく困難や制約を伴うことが予想される。そのため、自ら適切な行動をとることが困難な避難行動要支援者には、自然災害と同様に自主防災組織をはじめとした地域住民・ボランティアなどの支援が不可欠である。

市は、武力攻撃事態等における避難行動要支援者の安全を確保するため、防災の仕組みを活用しながら、平素より地域コミュニティによる支援・協力体制を確立することで、地域住民や自主防災組織、ボランティア、事業所、福祉団体等の協力を得ながら、平素から武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たり、男女のニーズ等男女双方の視点に十分配慮する。

1 避難行動要支援者の把握

市は、市域に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者を把握するため、市の、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

また、市長は、難病患者に関する情報等、市で把握できていない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。

2 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力の下に避難行動要支援者ごとの情報伝達担当の支援者を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備する。

特に避難行動要支援者名簿に登録した者に対しては、民生委員・児童委員、近隣協力者、福祉団体等と連携を図り、安否確認・被害確認等を迅速に行える体制の整備に努める。

また、市は、自主防災組織や自治会等にも、避難行動要支援者ごとの支援者の配置等、一人ひとりの避難支援計画の作成に努めるよう促すものとする。

3 避難体制の確立

市は、避難行動要支援者の避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織や自治会などの協力を得て、地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努めるものとする。

また、市は、平時より地域住民、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、近隣協力者、福祉団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、合同で実施する訓練や地域における各種活動などを通じて地域との連携を深め、避難誘導体制の整備に努める。

加えて、地域住民等に対して、「呉市避難行動要支援者支援制度」をはじめとする避難行動要支援者支援の仕組み等について、周知徹底に努めるものとする。

4 国民保護に関する啓発

市は、避難行動要支援者が武力攻撃災害等に関する知識を深めるとともに、対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に合わせた啓発に努めるものとする。

5 社会福祉施設等の活用

市は、避難行動要支援者のための避難所として市内の社会福祉施設等が活用できるよう働きかけ、県が行う避難施設の指定に協力し、避難行動要支援者の安全確保に努める。

第4章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。なお、生活関連等施設については、以下に掲げる項目を整理する。

- ・施設の種類
- ・名称
- ・所在地
- ・管理名
- ・連絡先
- ・危険物質等の種類
- ・施設の規模

※「生活関連等施設」とは、

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として国民保護法施行令で定める次の施設

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所，変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設，貯水施設，浄水施設，配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設，軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設，係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等，旅客ターミナル施設，航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省，農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医療品医療機器等法）	厚生労働省，農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤，毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

2 生活関連等施設の安全確保

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

- ・施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること。
- ・関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・施設への出入管理に当たっては、身分確認に留意すること。

3 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

特に市においては、島しょ部が多く、生活に密着した橋の警戒には留意する。

この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第5章 物資及び資材の備蓄，整備

市が備蓄整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について，以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

また，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は特に地下に所在する避難施設などで，防災のための備蓄が整備されていない施設については，近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し，活用を行うことを含め，調達体制を整備するよう努めるものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため，特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。市としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の例】

- ・安定ヨウ素剤
- ・天然痘ワクチン
- ・化学防護服
- ・放射線測定装置
- ・放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具

(3) 県との連携

市は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資や資材を調達することができるよう，他の市町等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は，国民保護措置の実施も念頭に置きながら，その管理する施設及び設備について，整備し，又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は，その管理する上下水道施設等のライフライン施設について，自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ，系統の多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は，武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため，地籍調査の成果，不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について，既存のデータ等を活用しつつ整備し，その適切な保存を図るとともに，バックアップ体制を整備するよう努める。

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限にするためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織などが、地域に密着している特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 事業所への啓発

市は、国民保護に関する研修や訓練を通じて、事業所における従業員等の安全の確保及び災害対応能力を高め、従業員の意識の高揚や対応能力向上の促進に努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等（市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官）に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(3) 市は、日本赤十字社広島県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についての啓発に努める。